

第1回世田谷区子ども・子育て会議議事録

日 時

平成30年6月1日(金) 9:30～

場 所

世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席委員

森田会長、加藤副会長、天野委員、池本委員、相馬委員、普光院委員、
松田委員、布川委員、上田委員、廣田委員、山口委員、工藤委員、鈴木委員

欠席委員

猪熊委員、飯田委員、石井委員、辻委員、坂上委員

事務局

澁田子ども・若者部長、知久保育担当部長、堀込子ども育成推進課長
相蘇児童課長、松本子ども家庭課長、長谷川児童相談所開設準備担当課長
土橋児童相談専門指導担当副参事、小野若者支援担当課長、後藤保育課長
有馬保育認定・調整課長、荒井保育計画・整備支援担当課長、
須田幼児教育・保育推進担当課長

資 料

・世田谷区子ども・子育て会議委員名簿

1. 児童相談所開設に向けた準備の進捗状況について

別紙1 「みんなで子どもを守るまち・せたがや」を目指して

別紙2 児童相談所設置・運営計画 第一次更新計画 第1部(児童相談所業務編)概要版

別紙3 チラシ(世田谷区の児童相談所の設置に向けた取組み)

2. 子ども計画(第2期)後期計画検討部会の設置について

2-1 世田谷区子ども・子育て会議条例

子ども計画(第2期)後期計画検討部会設置要領(案)

2-2 子ども計画(第2期)後期計画策定にかかるスケジュール(案)

3. 世田谷区の現況

4. 各種調査概要

4-1 平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査設問一覧

4-2 平成25年度子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票(就学前児童、就学児童)

6 . 子どもの近くで働くことのできるワークスペースひろば型補助事業について

参考資料 ・ 子ども・子育て支援事業計画進行管理表

・ 子ども計画（第2期）に基づく取組みにかかる評価検証・課題抽出

議事

堀込課長

皆さま、おはようございます。定刻になりましたので平成30年度、第1回子ども・子育て会議を開会します。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間進行を務めます、子ども・若者部子ども育成推進課長の堀込と申します。この4月に着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、欠席の連絡をいただいております。

猪熊委員、飯田委員、石井委員、辻委員、坂上委員の5名の委員の方はご欠席です。また、お二方ほど、少し遅れていらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

まず議事に入る前に、今年度より新しく委員となられた方をご紹介しますと思います。机上のクリップ留めの資料とは別に、お配りしています。委員名簿をご覧ください。区民、事業者、団体等の8番です。世田谷区立幼稚園こども園PTA連絡協議会会長の山口早苗委員です。前委員の内田佐和子委員が退任されたことによる就任となります。山口委員は、遅れていらっしゃるという連絡をいただいております。後ほど一言ごあいさつをいただきたいと思います。

続きまして、今年度は区の体制の方で、子ども関連の組織が組織改正で若干変更になっております。従来は子ども・若者部の中に保育課と、保育認定・調整課、保育計画・整備支援担当課、いわゆる保育関係の3課が子ども・若者部の中にございましたが、この4月からは新しく保育担当部を設置して、子ども・若者部から担当部ということで独立した形です。また、新しく児童相談所の開設準備関係の担当課が、従前は副参事として設置していましたが、正式に準備担当課として発足しました。このような変更がございました。

このような中で、事務局にも異動がございましたので、あらためて事務局側の全職員をご紹介しますと思います。

〔区職員の紹介〕

堀込課長

それでは、ここで子ども・若者部長の澁田よりごあいさつをさせていただきます。

澁田部長

皆さま、おはようございます。あらためまして、子ども・若者部長の澁田です。本日はお忙しいところ、第1回子ども・子育て会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆さまには

日頃より世田谷区の子ども施策にご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。先ほど組織についてご紹介しましたとおり、子ども・若者部と保育担当部が分かれましたが、協力して取り組んでいきますので、どうぞよろしく申し上げます。

4月1日時点の世田谷区の保育待機児童の数ですが、昨年度より372人減少して489人となっています。区では平成29年度の保育施設の整備で1,275人分の定員増を図った結果となりますが、10年ぶりに500人を下回る結果となりました。また平成32年4月以降の早期開設を目指して、児童相談所の移管についても現在精力的に検討に取り組んでいるところです。

区としては、さまざまな課題がございますが、子ども計画第2期に内包されているこの子ども・子育て事業計画が平成31年度で5年計画の最終年を迎えますので、その策定に併せて、子ども計画第2期の後期計画を策定したいと考えています。

いずれにしても、両部を合わせて全力で取り組んでまいりますので、引き続き委員の皆さまのご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

堀込課長

それでは、先ほど新任委員ということでご紹介しました山口委員より、一言ごあいさつを宜しく願いいたします。

山口委員

世田谷区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会の平成30年度会長となりました山口早苗と申します。いろいろお世話になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔資料の確認〕

会長

皆さん、おはようございます。新年度を迎え、もう6月ですので、いろいろな職場等では本格的な春学期、前期がスタートしていると思います。ただ今、事務局から説明があったように、世田谷区というより全国的にですが、前期の子ども・子育ての事業計画が進行する中で、無償化の議論について、認可外も対象となることが昨日ちょうど発表されました。

私は1970年代からずっと認可外の制度、保育政策を見てきた研究者の1人としていつも思うのですが、いろいろなところで育つ子どもたちがいるのは当たり前ですし、それは非常に重要なことなのですが、やはり、その育つ子どもたちの育ちの条件というのはいろいろな形があるかと、

最低ラインは絶対に確保されなければなりません。そこだけは強く、私自身はこの研究者生活が長くなる中で感じているところです。

ある意味では、世界的に保育制度が一元化していく中で、日本は多元化してきているわけで、この多元化してきている制度というものが、どこで一元化されていくのか。要するに、どの理念、どの実践レベルで一元化されていくのかということ、私たちはきちんとその柱を見据えながら、全ての子どもたちに対する、適切な支援というものを、ここでは考えていかなければなりません。

とりわけ、私たちは、この世田谷区という日本の中でも有数の数を抱える子どもたちに対して、多元化している制度の中で、最も良いものをそれぞれの状況にある子どもたちに提供していけるような、そのような価値を実現していかなければならないという大変厳しい状況にあるということ、これを昨今感じているところです。

今お話があったように待機児童は減ったということ、これ自体は世田谷区の職員の方々が本当に苦勞されて、世田谷区内を多分お歩きになって、空き地や空いている場所があれば保育園ができるかどうかと検討されたのだと思います。私も区民として、「ここにはきっと保育園がまたできるんだろうな」と思うようなところには必ず保育園ができていますし、そのような意味では、職員の方々も区民目線というものをしっかり持っていらっしゃるなと感じています。

このようなことを繰り返しながら、区民の意思とはどこにあるのだろうということ、私たちはずっと考えながら毎日暮らしています。この委員会そのものが、ある意味では多様な価値を持つ人たち、あるいは多様な保育を展開する人たち、研究の分野でも多様な研究をしている者たちが集まっていますので、ぜひ、ここからもまた有意義な議論を繰り返しながら、世田谷区の子ども・子育て会議というものを、やはり厳しく、そして適切な議論を展開している会議体にしていきたいと思っています。どうぞ、今年度もご協力をお願いします。

今日もたくさんの議事があります。初めてご参加された山口委員。皆さんがすごい勢いで話していかれますけれども、そこに動じず、どうぞご発言いただけたらと思います。

今日は、議事としては大きく言いますと、児童相談所の問題、後期計画の検討について、それから後期計画に関わるニーズ調査について、皆さんから意見などを頂戴していくこととなります。子ども計画というものが世田谷区の中では非常に重要な計画としてありますが、その中に包摂された子ども・子育ての支援事業計画、あるいは今日は出ていません

が、そこに連なる若者計画が連動して、全体として子ども計画として位置付きます。ここからの議論、ここからの取組みが計画につながっていくものですので、先ほども少し申し上げましたけれども、私たちが目指さなければならないものをしっかり見据えながら、今日はこの議論を進めたいと思います。

それでは、まず議事(1)について、お願いします。

(1) 児童相談所開設に向けた準備の進捗状況について

事務局

児童相談所開設準備担当課長から、ご報告させていただきたいと思えます。資料1になります。ご報告の趣旨ですが、この間、区では平成32年4月以降早期の児童相談所の開設を目指して、さまざまな課題の検討を行ってまいりました。この度、児童相談所開設に向けた準備の進捗状況についてご報告させていただきます。この間の世田谷区が児童相談所の開設を目指すに至った経緯や児童相談所の役割等につきましては、別紙3の資料をつけてございますので、後ほどご参考いただければと思います。

この間の検討を進めていく中で、どのような児童相談行政の姿を目指すのかを明確化し、区民の皆さまを含めまして、ご理解とご支援をいただくことが非常に重要になってくるということの一つのテーマとしてまいりました。その内容を資料1の「2 区の目指す児童相談行政の姿」にまとめさせていただいております。この間、私どもは児童相談所を設置する目的として、「効果的な児童相談行政を目指す」と言ってまいりましたが、効果的なものというのは具体的に何なのかということを今回整理させていただきました。

別紙の1をご覧ください。「みんなで子どもを守るまち・せたがや」を目指して(子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用)と掲げておりますが、この間、児童相談所は東京都が運用し、子ども家庭支援センターや身近な家庭支援は区が行っているという二元的な体制のもと、さまざまな課題が指摘されてまいりました。それを区が児童相談所を持つことによって、どのように課題を解決していくのか、どのように実現していくのかというのをこちらの資料にまとめています。今までどんな課題があったのかを左下にイメージ図をつけています。今まで児童虐待の再発・連鎖を防ぐために、児童相談所と地域の支援が連携していくことが大きなテーマでした。そこからさらに、発生予防を徹底し、事が起こる前に対処することが効果的であると考え、児童相談所と子ども家庭支援センターの両機関による支援を目指していきます。

今回、子ども・子育て会議と密接に関わる部分としまして、右側に「のりしろ型」支援のイメージを記載しておりますが、児童相談所の機能と地域のネットワークを活かした子ども家庭支援センターの支援機能をいかに有効に組み合わせていくかが、児童相談所を理想的なかたちにするためのキーになると考えています。区立保育園のあり方の部会で議論された内容にもこちらは関わってくる部分となります。そういったご議論とも連携しまして、現在は理念的な整理となっておりますが、更に具体的かたちとしてまとめることが必要であろうと考えています。

今般、児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的な運用の部分にしばってですが、実現の方策を右下に書かせていただいております。児童相談所を区が持つことにより、児童相談所の体制を区の施策として考えていくことが可能となります。その体制としまして、子ども家庭支援センターとチームとして連携できる体制をつくっていきたいと考えております。

資料1にお戻りください。「3 児童相談所設置・運営計画案」についてご説明させていただきます。今般まとめさせていただいた区の目指す児童相談行政の姿は理念的なものになっていますが、それに加えて、児童相談所設置・運営計画案を策定し、具体的な内容について定めていきたいと考えています。この計画では、児童相談所の開設に向けた目標を設定するという、児童相談所開設後の児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とすることを目的に策定させていただいております。その内容というのが、別紙2でございます。

児童相談所設置・運営計画案をまとめさせていただきまして、5月25日の福祉保健の常任委員会でご報告させていただきました。本日つけております資料はその中の概要版となります。本編の計画案自体は、200ページ近くのボリュームのあるものになっています。全てをご説明するのは時間の都合上難しくなっておりますが、今般新たに区の方向性として打ち出したものについては、別紙2の中でアンダーラインでお示しておりますので、ご参考いただければと思います。

今後の児童相談所の設置について、この計画で全てが決められたかといえますと、まだ掘り下げて詳細を決めていく必要がある部分がございます。そちらにつきましては、平成31年7月を目途に数回更新を重ねていきたいと考えておりまして、全部で今後は3回ほどその時の最新の検討情報を反映していきたいと考えております。この計画は平成29年の3月に一度作っておりまして、それを今般大幅に更新しています。

資料1の「4 今後のスケジュール」をご覧いただきたいのですが、

平成 31 年 3 月頃に「国への児童相談所設置市（区）の政令指定の要請」と記載していますが、現在世田谷区が児童相談所の設置を目指すというのは、区の内部の方針として設置をするということをごさいます、公に児童相談所を設置するということを決めるためには国からの政令の指定を受ける必要があります。その政令指定のお願いを区としては平成 31 年 3 月を目標として準備を進めていきたいと考えています。その政令指定を受けた上で、最短である平成 32 年 4 月に間に合うように作業を進めているところであります。作業を進める中で、区立保育園のあり方の部会での意見等も盛り込んでいながら、平成 31 年の 2 月や 7 月に計画案をブラッシュアップしていきたいと考えております。

いずれにしましても、区としては児童相談所を持つことだけが目的ではなく、いかに子どもの最善の利益を目指して、理想的な形をつくっていくか。それが最終的な目標であると考えておりますので、設置だけではなく、区全体の児童相談行政をどう形づくっていくかということを考えているところです。

区のホームページの方にも計画案の全文を掲載する予定ですが、それに先立ちまして概要版ではございますが、状況のご報告ということで本日資料の方を配布させていただいたところです。報告は以上です。

会長

ありがとうございます。私も実は初めて聞いていますので、質問もたくさんありますが、時間が限られていますので、今後のこの会議の中での扱い方、具体的にはいつごろまでに、どのような形で扱うのかということについて、まずお伺いして、これからの議論を進めたいと思います。お願いします。

事務局

児童相談所の本体の運営や子ども家庭支援センターとの連携等につきましては、現在外部有識者等による検討委員会を設けて、そちらでご議論いただいています。子ども・子育て会議でのご意見、ご議論というものは、その中でも特に、より実務的な部分や地域との連携というところで非常に重要になってくるかと思えます。議論の連携が必要になってくるのではないかと考えており、現在、その連携の仕方を考えているところでございます。

児童相談所を設置する上で、いつまでに子ども・子育て会議での議論を決めなければ反映できないというものではなく、並行しながらやっていくものだろうと思っています。

その中でも、まず児童相談所本体の中身をどうしていくかという部分については、今こちらのレジュメでお示したスケジュールで進めてまいります。会議の中で、児童相談所、児童相談行政について、何をご議

論いただくかということの整理も必要であると思います。計画策定や児童相談所設置までの間に、議論いただいた内容をどう反映していくかという整理は、現在まだできていない状況ですので、まずこちらの内部の検討の中で整理をして、ご相談させていただきたいと思います。

会長

この会議は次回を8月ぐらいに予定していますので、1つの区切りとしてそこまでに、皆さまのご意見あるいは感想等をいただきたいということと、いただいたご意見についてはぜひ検討委員会でもより積極的な議論に使っていただければと思います。

また、以前ちょうど幼児教育・保育のビジョンの検討の際、この会議としてもかなり密接な議論を重ねながら最終的な報告書を作っていたように、それぞれの役割はありますけれども、そこと深く連動させながらいろいろな施策を作っていくことがとても大事だと思います。また8月に議論に向けて、やりとり、キャッチボールをしながら、より良いものを作り上げていただければと思います。

ということで、今度は7月に第二次更新がなされるということですが、今日が6月1日ですので、例えば6月の2から3週目ぐらいまでにご意見をもらえれば、ある程度そこでご議論いただくということは可能でしょうか。

事務局

細かい内容までは、資料ではお示ししていませんでしたが、次の7月の更新では、どちらかということと内部的な体制、人員体制などについて固めていきたいと考えています。こちらでご議論、ご意見をいただき、そこで連携をとって反映していくということを考えると、平成31年2月の第三次の更新、平成31年7月の最終更新というスケジュールになると考えています。このような目標を見据えて、ご意見をキャッチボールしていくというのが一つの方法ではないかと思っております。

会長

分かりました。そうすると、次の8月のところで十分に間に合うようですので、今日は基本的なご報告をいただいたものを皆さんが聞かれて、このことについて、ぜひご発言があるという方についてここで言うていただいて、それ以外については、さまざまな方法で意見をいただいて、在り方の検討委員会の方にお伝えするという形をとりたいと思います。

委員

今、口頭で分かる範囲でも結構ですので、次の皆さんで話す時の材料にさせていただきたいのですが、世田谷区のボリュームというのが多分大きな特徴だと思いますので、年間の相談件数は、要保護と要支援に分けてどのぐらいなのか、そのうち在宅はどのぐらいいるのかということなどは、やはりこの皆さんには知っておいていただいた方がよいのではないかと思います。必要な整備量や職員の数を書かれても、どのよ

うな人数に対して何をするのがつかめないので、今ざっくりでも分かればお願いしたいですし、次の8月までに少しその資料をいただけると幸いです。

事務局

まず、児童相談所でどれぐらいの相談があったかという相談の受理件数は、平成28年の統計の実績の数字になります。児童相談所の役割として、子育てに関する全ての相談を受けるということで、例えば、養護相談から非行相談、障害のご相談などさまざまありますが、統計ではこのような相談を受理した件数の合計となります。桜丘にある世田谷児童相談所では、相談総数が1,502件だと聞いております。その中で児童虐待に関する相談に絞っていいますと、782件のご相談がありました。

これは、あくまでも相談の受理とした件数で、その後はさまざまな対応があります。例えば一時保護に至る場合もあれば、本当に泣き声通告に近い、いわゆる「泣く声が聞こえるんだけど」と言われて現場を見に行くと、お父さんやお母さんが叱っていたというものなどいろいろありますが、そのようなものも含めた相談受理件数になります。これが児童相談所です。

一方、子ども家庭支援センターが5か所ありますが、同じく平成28年度の相談受理件数をまとめると全体で1,045件でした。その中で虐待の相談が634件です。相談の受理件数のボリュームとしてはこのような状況です。

この中で、先ほど委員からお話がありました、いわゆる在宅指導と言われるものが何件あるかという統計までは今は手元にはございませんが、一時保護の実績の件数などを見ると、狛江市部も含み東京都が公表している数字ですが、平成28年度に世田谷児童相談所が一時保護した人数は121人です。これは年間の延べ人数で、これが年々増えてきています。

一時保護所で保護したケースに加え、例えば里親さんとか児童養護施設に一時保護委託という方法もありますが、その両方を合わせたの数字となります。一時保護所での一時保護ということであると、平成28年度は73人のお子さんを一時保護所で保護したと聞いています。今は口頭でのご報告で申し訳ないのですが、把握している数字の規模感としてはそのようなものになっています。

会長
委員

他にありますか。どうぞ。

別紙3を見ましたが、これを区民の方にも配布の予定ということでしょうか。もし、このようなチラシを配るとすると、区民としてはそのようなことがあるのだということは分かりますが、では、実際に泣き声が聞こえたとか通告したいという時に、どこに連絡をしたらいいの

かが分かりにくくなるのではないかと思います。児童相談所に直接かけるのか、今までの子ども家庭支援センターを使うのか、そのような役割をどのように考えているのかも分からないですし、「まずは、こちらへ」ということが書いてあると区民の皆さんも利用しやすいのかなと思います。

会長

ご検討をお願いしたいと思います。他にご意見、ご要望はありますか。

副会長

この図や説明を読むと、社会的養護系の施設、自立援助ホームとか、さまざまな社会的養護系の施設は、当然、広域の入所支援をしていきますので、広域調整先という位置付けになっていますが、世田谷区で児童相談所を設置するという事で、区内にある社会的養護系の施設も少し積極的に関わり合いを強めていくような位置付けでいくと良いのではないかと感じました。以上です。

会長

他にご意見ありますか。少し私の方から幾つか基本的なところでお尋ねしたいと思います。

1つ目は、子ども計画とこの設置・運営計画の関連性というのをどのようにお考えになっていらっしゃるのかということです。この会議で議論したものをこの計画の方にいろいろ採用するというお話が先ほどありましたが、この会議で作ろうとしている平成32年度からの子ども計画にどのように関連するのかということ、今どう考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。これは事務局、あるいは部長にお尋ねした方がいいのかもしれませんが、お願いします。

2つ目は、私はこの児童相談所の設置について、設置が決まる前、児童福祉法の改正の時からずっと申し上げているわけですが、いわゆるこのような介入型の施設を1つの自治体の中で持つということは、区民にとってはある意味、これがセーフティネットのような意味合いを持つ人と、すごく圧迫感を持って感じる人と両方いるということ、私たちは認識しておかなければいけないのではないかと思います。

今回の児童福祉法の改正が2つの意味を持ちました。1つは、子どもの権利の具体化について理念を含めてきちんと書き込んだと同時に、だからこそ、さまざまな子育て、子どもたちとの育ちに対する支援をもっとより良く展開しなければならないということ。そして、それがなかなか家庭や子ども自身でかなわない場合には、それを社会的に支えていくという仕組みづくりとして1つの象徴的なものである児童相談所を、子どもたちが増えている23区のところで優先的につくりましょうという話になったと、私は理解しています。

児童相談所というものを設置する前にどれだけ世田谷区が子どもたち

の育ちや子育てに対して豊かで手厚い支援体制を組んでいくのか、ここを区民の方々に徹底してアピールしながら、それでもかなわない子どもたちに対して、最終の保護というものはきちんとやっていくのだということを中心として、このスタンスを崩してはいけないと思っています。

そのような意味で、支援と介入というものの順序あるいはバランスというものをとても注意して作っていかねばならないものだと思いますので、この子ども行政というものに対して、ぜひ注意を払っていただきたいと思います。これが2点目で私のお願いです。

それに際して、先ほど、再発防止あるいは予防というお話がありましたが、やはり自治体行政というものは、私は早期介入と予防という、この2つの事業を常に実施していかねばならないと思っています。

先ほどご報告があった虐待の件数についても、子ども家庭支援センターと世田谷児童相談所の両方を利用した子どもや子育て家庭もあると思いますが、私たちが昨年度公立保育園のあり方のところで議論した時も、具体的に虐待ということで優先入所した子どもたちというのは本当に限られた人数でした。具体的には保育園に在園している時に虐待に気づき、早期発見や予防的、何らかの形で子ども家庭支援センターなどにつながって、保育園等でケアしているケースが非常に多いということが、その時にも明らかになりました。

この支援型の事業を、今後ある程度意図的に組んでいかないと、さらに保護の部分がどんどん増えていって、支援の部分が弱くなってしまっただけでは困りますので、この早期介入と予防のバランスについて、ぜひ注意を払っていただきたいと思います。

それから、私自身、この概要版しか見ていないので全体像が分かりませんが、私たちがとても大事にしてきた子どもの権利の視点については、基本方針のところに書かれていますが、ここで大事なことは、子どもたち自身がここで救済されることによって本当に救済されるか、あるいはされたと感じられるかということです。今見ますと、評価・検証についてのくだりが、ほとんどありません。多くの児童相談所は今、評価・検証をして、その処遇自体が適切なのかどうかという仕組みをいろいろ検討されているし、すでに実施されている児童相談所もかなりあります。このような仕組みについてはどのようにお考えになっているのか、考えられていくのかということです。

それからもう1つは、先ほど、公立保育園のあり方ということをおっしゃったのですが、公立保育園のあり方だけではなく、結局、世田谷区の保育、子育て支援、子どもたちの支援や若者支援が具体的にどのような

に連携して、この児童相談所を支えることになっていくのか。児童相談所と一緒に子ども施策を展開できるかという、この連携の議論というものが具体的にはどのように進むのか。ぜひ、この会議のどこかで、きちんとした議論をさせていただくことができるとよいと思っています。これは少しオープンにして、皆さんと議論できてもいいのではないかと思います。

どうしても保護型の部分で圧迫的に保護してしまうと、支援型で広く子どもたちの健全育成、あるいは子育て支援というものを進めようとしているところと、ややもすると最終的なところでずれてしまうということが起きてしまうような気がします。そのような意味で、私たちが大事にしている子どもの権利の視点、子ども主体というもの、あるいは子育ての主体は、やはり保護者たちにあるということ。これと保護行政というものは、いったいどこで、どうつながったら、私たちが考えている子どもの権利の視点というところにきちんと収まることができるかについては、ぜひ、議論ができるような形に持って行っていただきたいと思います。そのようにしなければ、ひょっとしたら、保護行政とこのような健全育成、あるいは全体的な子育て支援等をしているところと、ずれてしまうかもしれないということをととも感じました。

今4つほど気になったことについて申し上げましたが、ぜひご検討いただけたらと思います。他にありますか。どうぞ。

委員

今さらという話かもしれませんが、実は去年から児童相談所が区立になるということを教えていただいている中で、どのようなところを考えて、何を聞いて、どうしたらいいのかということが、少し分からない部分があって、どのようなところが分からないのかを考えていました。例えば、区立でできることによって変わる部分とか、可能性が広がる部分とか、子どもに関わる人たちの生活などにどのような影響があるのかというようなことが分かると、それに対して「それは、とてもいいことだね」とか、「このようになると、もっといいね」ということが言えると思います。今のままでは、「児童相談所ってどうなの？」というようなことを言いかねないと思っています。変化のある部分がどこで、そこにどのような可能性があるのかということを知りたいです。そうでなければ、何とも言いようがないところがあります。

委員

今日はこの別紙1の図しかまだ見ていないので間違っているかもしれませんが、会長のお話も踏まえた時に、このセーフティネットと地域のネットワークというところの議論とか関連性ということを、この会議、あるいは全体でもう少し考えを深めていきたいなと思いました。この図

を見る限りは誤解があるかもしれませんが、児童相談所の方にセーフティネットがあり、一方で地域にはベースでネットワークがあるみたいな感じに理解しました。

地域に多角的なセーフティネットが張り巡らされていて、人によってそれは保育園だったり、ひろばだったり、ステーションだったり、サロンだったりと様々で、その第1の地域社会の多角的なセーフティネットで、対象あるいは問題の複雑性、困難性によって、より保護的な児童相談所になったり母子生活支援施設になったりというようなところだと思います。今の委員のコメントにも関わるかもしれませんが、区立になることで、世田谷区という地域社会の子育てを巡る相談や対応のセーフティネットの資質や専門性がより高まっていくのか、あるいは人材の面でもより手厚い相談のセーフティネットが張り巡らされていくのか。第1のセーフティネット、第2のセーフティネット、第3のセーフティネットというようなかたちで、もう少し立体的な図の方が、私たち区民にとっては少し理解しやすいのかなと思いました。今後、議論を深めていければと思います。

委員

今ほど会長から早期発見や支援、介入のバランスというお話がありましたが、地域の支援とこの児童相談機能の支援の接点として、特に地域との連携というところで、やはり発見の部分と、もう1つ別紙1の左下の図にあります在宅生活における支援であるとか、一時保護のすぐ外側にも在宅指導というものがあり、保護をしないで地域で生活をしてもらいながら何とか保護にならないように支援していく、ということを目指している絵だと理解しました。

とても大切なことで、そのためにはどのような連携者が必要かということ、まさに地域の子育て支援者であり、また保育園だと思います。私は、保育園が一番強力だと思っているのですが、それは日々、毎日親子が通ってきていて、通ってくるということは毎日支援者と接しているということで、保育園の役割というのはとても大きいなと思っています。このような地域の子育て支援者、そして保育園と、どのような連携の下で、保護の一手手前の瀬戸際で家庭を助けていく、立ち直ってもらうという支援をどのように作り出せていけるかというところが多分、子ども・子育て会議の分野と、この児童相談所を世田谷区が持つための設置計画の関係の一番重要なところなのではないかと思っています。

そのあたりのことを、さらに具体的にしていくためには、家族の再統合を保育園が担うというケースもありますし、実際の事例としてどのようにぎりぎりのところの家庭を救えたことがあったのか、その時にどの

ような連携をしたのかという事例を調べ、ここから学んでいくことも大切なのではないかと思います。

もう一つ、支援者と保護者が同じだと非常に難しいということをドキュメンタリーの番組で見ました。児童相談所は子どもを保護する憎い存在であり、児童相談所から支援されることを親が受け入れられないということがあった時に、外側の民間の支援団体が支援者としてそこに存在して、その支援者の方が優しい役割を担い、役割分担をしながら、厳しい保護者と優しい支援者という両方が連携しながら家庭を支援していくというものでした。子ども家庭支援センターが支援者で、児童相談所が保護者になるかもしれないなと思ったのですが、そのようなことも少し視野に入れながら考えていく必要があると思いました。

委員

別紙2の後ろの方にある第10章のところで、児童相談所の職員の配置計画数が35人、それから一時保護所の職員の配置計画数が13人となっていますが、これはどのような方たちで、どのような専門性を持っている、ここを本当に中心的に担っていくのでしょうか。研修派遣ということがここにもありますけれども、例えば10年前、20年前の児童相談所の在り方や業務内容から、現在は質も業務の範囲も広がり、深まっているという中で、新しい児童相談所を新たにつくっていくという視点がさらに必要だと思います。

その時に、新たに担う職員の方の研修やその内容、さまざまな地域の関係者、関係団体等との連携によって新たなものを再構築していくような視点が必要になると思います。

委員

別紙1に書いてあるネットワークは子ども関係しか載っていませんが、多分このようなご家庭を地域で支えるとなると、すごくいろいろな分野にわたっての支援や協力が必要であると思います。ぜひ、子ども・若者部、保育担当部だけではなく、全庁的なバックアップというものを引き出していただきたいと思います。例えば、住宅とか就労とか、子ども家庭支援センターの方ではきっといろいろなサービスや支援を必要とすると思うので、ぜひ、そこを区としてやるのだというような巻き込みをお願いいたします。「子ども担当部、大変だね」「若者担当とか大変だね」というような空気にはならないようにしていけるとよいと思いました。以上です。

会長

今いろいろな委員からお話がありましたが、一番大事なことというのは、やはり、あえて世田谷区でこのような児童相談所を作ることを決断したということです。これは新たなものを作り出していく、特に、先ほど評価・検証ということを言いましたが、子どもたちの幸せにつながっ

ているのだということ、常に検証していくことによって価値というものが出てくるのだと思うのです。

今までのものを踏襲するだけであれば、何もそれは東京都が作っているものでよかったです。やはり世田谷区でなければできないスピード感であるとか、子どもの権利がより早く、そしてより厚く具体化されていくようなものでなければなりません。

そのためには、今皆さんがおっしゃったような職員の研修、あるいは職員の配置、あるいは施設のありよう、このようなものも世田谷区ならではのものを作り出していかなければなりません。ぜひ、この子ども・子育ての会議も一体になって、ここのありようというものに対して注目して、そしてまた一緒に育てていきたいと思っています。

先ほどお話がありましたが、子どもの問題というよりは大人たちが抱えている問題の方が大きい場合も多々あります。そのような意味で、大人たちに対する施策というものも一緒に、子どもたちの取り組みにつながるように、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

事務局の方から、一言ありますか。

事務局

貴重なご意見をありがとうございました。次期子ども計画には必ず、この児童相談所の運営という部分が載ってくると思いますし、先ほど説明がありましたように、世田谷区は予防型の行政を目指していますので、介入の部分だけではなく、介入することになる前のサービスを充実させていくというところを目指して、計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

また、先ほどご説明させていただきました二次の更新のところ、7月に組織の案をお出ししようと思っております。世田谷区では、介入と支援を分けた組織を今考えていますので、今までやってきた経過から、やはり分けた方がケースにとって拒否されている方にも入りやすいということは実感していますので、そのような組織をつくっていきたいと考えています。

早期介入、予防については、今検討している区立保育園のあり方検討の中でもさまざまな支援を実施していこうということも考えています。現在、東京都から情報をいただけないということがあり、分析も十分にできない状況がありますので、今回、区が持つとそこも併せて分析して、より充実した予防の施策が打てるのではないかと考えています。これからも、委員の皆さまにご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

本当に時間足らずで申し訳ございませんが、次の議事(2)の方に進

みたいと思います。

先ほどご質問がありました、なぜ児童相談所を持ってくる必要があるのかについて、区民の方々にきちんと分かるような説明をお願いしたいと思っています。

行政がやることと区民の見え方、あるいは大人の見え方と子どもの見え方というのはどうしても違ってきますので、そのような意味で、私たちは常にその見え方が違うのだということもきっちり認識していく必要があります。なかなか声を出せない、あるいはまだそのような年代にたどり着けない子どもたちが、虐待やさまざまな問題にさらされる危険が一番高いですので、子どもたちが置かれている状況をより早く、そして、より適切に把握し対応していくために、保護と支援型のものを総合的に使っていくことが、今後の子ども計画の非常に重要な視点になっていくだろうと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、皆さんにはご質問、ご意見等ありましたら、事務局にお寄せいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。事務局より説明をお願いします。

(2) 子ども計画(第2期)後期計画検討部会の設置について

事務局

資料2をご覧くださいと思います。部会の設置というタイトルになっていますが、子ども計画(第2期)の後期に向けた、今後2年間の検討の体制についてということになります。

「1 主旨」ですが、資料の図でお示ししていますが、「世田谷区子ども計画(第2期)」につきましては、計画期間が平成27年度から平成36年度の10年間となっており、内包される法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は平成27年度から平成31年度の5年間です。そのため、平成32年度以降の「子ども・子育て支援事業計画」を策定をする必要があり、これに合わせて、子ども計画策定後の子ども・子育て家庭をとりまく社会環境の変容等を踏まえ、子ども計画(第2期)後期計画」を策定したいと考えています。今年度と来年度の2年間でその準備を行ってまいります。つきましては、子ども・子育て会議を中心として、様々な立場の方から意見を頂戴しながら計画を策定いたします。

さらに、計画の策定にあたっては、児童福祉分野等の学識経験者や子ども・子育て施策に関わる専門家の知見を子ども計画に反映する必要がありますので、子ども・子育て会議を中心としながらも効率よく機能的に動いていくため、子ども・子育て会議の中に部会を設置したいという

のが今回の主旨でございます。参考として記載しておりますが、子ども計画（第2期）策定時にも子ども計画研究会として、専門的な立場の方から意見を伺う場を設けておりましたが、今回は条例に基づく機関である子ども・子育て会議の部会として設置し、学識経験者の方が中心になりながら、区民・事業者・団体の代表の方にも入っていただきたいと考えております。

「2 設置部会の検討内容について」ですが、後期計画策定に向けた具体的な議論を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告することとして、平行して進めていきたいと考えております。

「3 設置期間」につきましては、計画の策定期間に合わせまして、平成32年3月31日までとします。

「4 部会委員について」ですが、子ども・子育て会議条例により、子ども・子育て会議会長の指名する委員により部会を組織すると定められており、8名程度の規模を想定しています。

裏面にいつていただきまして、「5 今後のスケジュールについて」ですが、資料2-2をご覧ください。子ども・子育て会議を年4回、後期計画策定までに計8回開催しまして、その間で部会を設定しまして、進めていくということをお示ししております。

資料2に戻りまして、「6 その他」でございますとおり、部会の委員でない子ども・子育て会議委員もオブザーバーとして部会に参加できることとさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございますが、部会委員の選任につきまして、少し事務局の方から案をお示しさせていただきたいと思っております。事務局案としましては、前回の研究会がうまく機能したことも踏まえまして、部会のメンバーにつきましては、学識経験者の皆様と、事業者代表として飯田委員、松田委員のお二方にご参加いただければと考えております。

事務局からは以上です。

会長

先ほどの日程の資料2に書かれていますように、毎回部会で議論をした上で本会議に出していくという形になりますので、機能的に本会議が動くようにとこのメンバーを選ばせていただいた次第です。いかがですか、よろしいですか。

学識の先生方も本当にお忙しい中、参加してくださっているのでも、何とか日程調整をしながらこの子ども・子育て会議を進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、これは事務局にいつもお願いしているのですが、毎回テーマと会議の開催日は全員の方々にご案内していただくようにしますので、

自分が一番興味のある時、もし事前の議論を聞きたいということであれば、いつでも参加できる形にしていきますので、他の現場の委員の方々、よろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございます。次の説明に移る前に、今の子ども計画の進め方の関係で補足といいますか、先ほど児童相談所のお話が出ていて、会長から最初に子ども計画との関連というお話がありました。

手短かに、大まかに位置付けをご説明いたします。先ほどの児童相談所の資料の中で「設置運営計画」と出てきていますが、この計画自体は児童相談所を区立として設置する児童相談所機能そのものの内容であるとか、本体の児童相談所機能以外にもいろいろ関連して事務が移管されるわけですが、これらの直接的な機能を具体的にどうするのかという部分を中心にした計画です。

子ども計画の中には、法定の計画が含まれているなど、いろいろ重層的なつくりになってはいますが、児童相談所の設置計画というものがそのままの形で内包されるというような位置付けではありません。

設置計画は、あくまでも児童相談所の設置という部分に関して具体的な機能、内容等を整理していくという計画です。

今後、年次的に見ると、次期子ども計画は平成 32 年からスタートします。一方で、児童相談所の方は平成 32 年 4 月以降なるべく早い時期ということで、明確な日取りはまだ決まっていますが、基本的には平成 32 年度中を考えています。次期子ども計画でどのような姿を描いていくか、どのようなことを語っていくかというときに、非常に大きなポイントとして、児童相談所が現状の都立から区立になるという前提のもとで、世田谷区の世田谷らしい子ども施策をどう描いていくかという今までと違った世界が出てくるということになります。

今後、設置計画の議論を具体化していく中で、例えば前提のところで大きな変化であったり、今後後期計画をつくっていく中で大きな論点になるような部分を、少し分かりやすく論点整理をしながら報告をし、そのようなところを機能的に、効率的に議論していけたらということで、進めていきたいと考えています。

会長

児童相談所の設置計画と子ども・子育て会議で議論していく内容については、今の説明のとおりということで進めたいと思います。

また、部会の設置ということで、今お話ししたような形で学識経験者と事業代表として飯田委員と松田委員で構成させていただくことでお願いしたいと思います。

それでは続いて、次の議事に入りたいと思います。議事 3 の区の現況

と議事4のニーズ調査については続けて報告いただいて、それを踏まえて議事5として、皆さんから意見をいただきたいと思います。

(3) 世田谷区の現況について

事務局

この後、次期子ども計画の検討に向けた意見交換をしていただきたいのですが、基本的な部分として、(3)世田谷区の現況について、(4)子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査についてご説明させていただきたいと思います。

まず、資料3に世田谷区の基本的な統計データを集めております。1ページ目、上段のグラフが世田谷区の人口の推移になります。折れ線が総人口になります。世田谷区はよく90万人を上回ったと言われますが、このグラフでは外国人が含まれておりませんので、90万人を下回っています。下の棒グラフですが、一番左が就学前の子ども、真ん中が小学生、一番右が中高生の人口です。子ども人口の増加傾向は一貫して続いておりますが、現行計画策定の議論を行っていた平成25、26年当時は、就学前人口の増加が顕著で、毎年約1,000人ずつ増加していたのに対し、この5年間では小学生人口の伸びが顕著です。その下のグラフは同じ人口のグラフを平成9年からの長いスパンでお示ししたグラフになります。一番上のひし形の折れ線グラフですが、点線で囲ったところを見ますと、ここ数年で横ばいになってきています。その下の四角の折れ線グラフですが、点線で囲ったところを見ますと、傾きが上がってきています。

次ページをご覧ください。上段ですが、出生数と合計特殊出生率の推移になります。子ども人口増加の主要因は出生数の増加によるもので、この10年間で6,000人台から7,000人台、そして8,000人近くまで増加しましたが、近年約8,000人程度の横ばいで推移しております。これを受けまして、子ども人口の推計も変化がございます。事業計画調整計画を策定する際の人口推計と直近の推計の比較になります。4本の折れ線グラフがありますが、点線の2種類は平成28年に推計したグラフになります。そこから今般人口推計を修正していきまして、0から5歳は実線のグラフになりますが、下方修正となっております。一方、6から11歳はやや上方修正となっております。

次ページになります。上段が出生時の母親の年齢の推移ですが、こちらは一貫して晩産化が進んでいることがわかります。一番右の最新のグラフを見ますと、35歳以上を足しますと46.7%ということで、半数近くとなっている状況です。下段ですが、こちらは養育状況を示しています。就学前のお子さんが保育所等を利用しているか、幼稚園等を利用してい

るか、在宅で子育てをされているか、といった状況を示しておりまして、保育所等が下 2 つの部分になりますが、割合が年々増加していますが、一方で在宅子育て家庭も 3 分の 1 以上を占めており、在宅子育て支援も拡充の必要があると考えております。

次ページからは保育の状況になります。上段のグラフですが、認可保育園の申込者数はこの 10 年間で 2 倍以上に増加しております。今年度減少に転じましたが、非常に多い状況が続いています。下段のグラフは保育定員数の推移のグラフになります。申込み者数の増加を受けまして、認可保育園整備を中心に拡充を進めまして、10 年間で倍以上となる保育定員の拡充を図っております。

現行計画期間である平成 27 年からの 3 年間では約 4,500 人分の定員拡充を行いまして、保育待機児童数については次ページの保育待機児童数の推移のグラフのとおり、2 年連続で減少し、前年度比 372 人減の 489 人となっております。平成 32 年 4 月の待機児解消を目指し、今後も事業計画に基づき保育定員の拡充を進めていきます。また、平成 32 年度以降の目標値については、これから 2 年間かけてご議論いただき策定する後期計画で掲げることになりますが、保育所等の整備には土地の確保からマッチング、事業者選定、住民説明、施設整備と多くの時間を要します。従いまして、平成 32 年度の保育整備に向けては、後期計画策定の前の段階から整備方針等を定める必要があると考えております。具体的になりましたら、本会議にもお示しし、ご意見をいただきたいと考えております。下段の表になります。子ども・子育て支援事業につきましても計画に基づき拡充を進めております。例えば、ひろば事業では、3 年間で 41 か所から 53 か所ということで、12 か所の拡充を図り、今年度、来年度も 4 か所ずつの拡充を予定し、目標の 61 か所を確保してまいりたいと考えております。また、一時預かり事業につきましても、平成 29 年度の目標値には届いておりませんが、保育所等での一時預かり事業、理由を問わない預かりである「ほっとステイ」、さらにはファミリー・サポート・センター事業等の拡充を図っております。一部の事業についての実績を報告いたしましたが、参考資料として、子ども・子育て支援事業計画の教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業の実績を記載した進行管理表をつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

資料 3 の最後のページにお戻りください。法律の制定・改正など国の動きにつきまして、2 点ほど大きな影響があるものについて記載をしています。1 点目が平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律です。概要につきましても記載のとおりでございます。先ほど冒頭で児童相談

所についてご説明させていただきましたが、3点目になりますが、児童相談所設置自治体を拡大し、特別区においても設置可能とするということで、大きな改正があったものになります。区としましては、こうした法改正の動きを踏まえまして、平成32年4月以降に23区の中でも先陣を切るようなかたちで児童相談所開設を目指し、具体的な検討を進めております。その他、「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の整備に係る規定もございます。ご覧いただければと思います。

2点目は、平成25年の子どもの貧困対策の推進に関する法律です。国と地方公共団体が連携して取り組む事項であることなどが掲げられ、具体的な施策については26年8月の大綱で示され、これらに基づき区として平成27年度に検討を進め、居場所づくりや学習支援といった施策展開を図っております。

法には区市町村の子どもの貧困対策に関する計画策定について規定はありませんが、総合的な施策を進めるためにも、次期子ども計画の中では、この貧困対策という部分も大きな論点になってくるものだと思っております。

以上駆け足でございますが、区の現況等についてご説明をさせていただきました。

会長

資料4の方も続けて、報告をお願いします。

(4) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について

事務局

資料4の説明になります。後期計画の策定にあたっての現状やニーズを把握するための調査でございます。一覧表でお示ししていますが、一番上の「子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査が中心となりますが、今回は表の下の若者施策にかかる実態把握調査及び子どもの生活実態調査を新しく実施する予定となっております。ニーズ調査ですが、対象は平成25年度と同様に0から9歳の子どもの保護者各年齢1,000人ずつで、0から5歳の就学前と6から9歳の就学後の2種類の調査票を作成することになります。平成25年度の調査項目一覧を資料4-1としてつけておりますが、国準用というところに丸がついている質問項目は国が定めている項目です。本来本日の段階で調査のベースとなる項目が国から示されており、それに基づいてお話できれば良かったのですが、まだ示されておらず、夏ごろになると聞いておりますので、今後出て来次第、部会等の中でもお示しし、ご議論いただきたいと思います。

説明は以上にさせていただきますが、今後の会議の中で設問の内容を

事務局
会長

それは無理だと思います。

国からの調査項目の提示がなければ実施できないということになると、いつ出されるかによって、調査の実施時期が若干遅れる可能性はあります。部会ではそのようなことを踏まえた議論をするということになりますので、委員の方々は調査項目を見ていただいて、今お話ししたように丸を付けてあるものが国から来た調査項目ですので、特にそうではない部分について、ぜひ全体のバランスを見て「ここは、ぜひこんな項目を入れてほしいな」ということがあれば、ご意見をいただきます。それからまた調査はこのような設定をしていますが、量的調査ですので、質的な調査等でしたら、具体的な現場と一緒になればいろいろなことが可能になると思いますので、「こういう結果が出てくれば、次の計画を考へるときに自分にとっても価値がある」というようなことが多分おありになるだろうと思います。

特に支援現場や当事者の方々というのは、このようなことについて自分としては皆さんがどう思っているか聞きたいとか、少数だけでも計画の中に絶対に生かしていただきたい人たちについて、このような調査をしてほしいということなど、ぜひお寄せいただいて、それを受けて具体的には部会で議論するという形にしていきたいと思います。

何か今ご報告があった、この区のデータおよび調査の柱について、ご意見があれば若干時間をとって伺いたいと思います。ご希望など、いかがですか。

委員

先ほど、世田谷区の人口推移のところ、外国人人口を除いた数が出ていたのですが、この調査の時は外国にルーツを持つお子さんであるとかご家族についても、無作為抽出の対象になっているのでしょうか。外国にルーツのある人たちの支援というのは世田谷区でも取り組む必要があるのではなかなのではないかと考えているのですが、その辺を教えてください。

事務局

外国人人口も含めて調査対象にいたします。先ほどの棒グラフの内訳を外国人のところ作りにくかったということで、この表では除外したということです。

委員

子どもの数からも除かれているということですか。

事務局

大変申し訳ございません。会長からも、そのような少数の方のマイノリティーの支援ということも言われているのですが、区の統計上、外国人については0から4歳刻みの数値で統計を取っています。ちょうどこの子ども・子育て会議でお伝えしたい就学前、小学生、中高生という分け方ができなかったため、人口推移から除きました。おおむね2%ぐら

いの方が今、外国人の方の割合としていらっしゃいます。

無作為抽出については、住民基本台帳から行います。住民基本台帳上には外国人も入っていますので、しっかり対応して外国人の方のニーズというものを把握していきたいと思っています。

会長
委員

他にはよろしいですか。どうぞ。

ニーズ調査についてですが、見ると郵送配布、郵送回収で、調査期間が8月12日から9月2日で1カ月なくて、この量を見ると、期間が短すぎるという感じがあります。また、「宛名にあるお子さんと家族の状況についてお伺いします」とありますが、例えば、住んでいる地区はあて名ラベルを作ることができるのだから分かっているはずなのに、そういった項目までブランクになっているようなところが、少ししんどいなと思うところがあります。

例えば、インターネット上でログインすれば、もう分かっている情報は既に入っていて、さらに途中まで回答したら一時保存されるような仕組みになっていると、もっと回答数が増えるのではないかと思います。これだと回答するのが結構しんどいとか、意図がかなり分からなければ、理解して答えてもらえないのではないかという気がしました。

事務局

ネットの活用などは少し検討していければと思いますが、前回も就学前調査では61.4%と非常に高い回答率になっていますので、区としては、保育所や子育て支援の施策を進めていくためにニーズを把握したいのだという意図を分かりやすくお伝えして、ご協力いただけるように工夫してまいりたいと思っています。

抽出したお名前を用いて宛名ラベルを作りますが、調査は無記名回答になっておりますので、個人の情報としてはつながっていません。「あなたの回答だということは分かりません」ということで回答していただき、個人の特定はできない調査になります。家族構成に入力済みという時点で、個人が特定されていることになりますので、そのようなことはなく、無作為抽出して無記名回答ということで、統計的に処理するデータとして実施しています。

会長

調査には、このような無記名で集計しなければならないものと、ある意味、個人を特定した形ででも支援をしていかなければならないことがあると思いますので、そのような意味で質的な調査というものを、ぜひ入れ込みながら、現場からいろいろなご意見等をいただいて計画につないでいけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

この調査についても「こういう調査をぜひやってほしい」とか、今お話ししたようなことで、項目についても種類についても、ご意見をいた

だけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の議事について報告をお願いします。

(6) 子どもの近くで働くことのできるワークスペースひろば型補助事業について

事務局

子ども家庭課長より、ご報告させていただきます。資料の6をご覧ください。子どもの近くで働くことができるワークスペース型補助事業ということで、今年度新たに取り組む事業になります。「1 主旨」ですが、区では待機児童の解消に向け、保育施設整備等を通じて保育定員の拡充を進めています。また、子育てと仕事を両立し多様な働き方を選べるようにするなど、「働き方改革」が社会全体に求められています。そのような状況のもと、保育施設に子どもを預けてフルタイムで働くか、働かずに在宅で子育てをするかの0か100以外の選択肢を提示できないかということでこの間検討してまいりました。

経緯になりますが、この議論は1年以上前からしておりまして、特に昨年度はニーズを把握するためにアンケート調査やヒアリング調査を実施してきました。例えばアンケート調査では自宅近くのサテライトオフィスの利用や在宅勤務により子どもとの時間に比重をおきながら働きたい人が一定数存在することがわかりました。また、子育て当事者へのヒアリング調査では、ひろば併設のワークスペースがあれば自分も子どもも慣れた場所なので使いやすいのではないかと、昼食時などに子どもとひろばに来て他の親子と交流ができるので、多機能型ひろばの位置づけがあれば良いのではないかと、そういったご意見をいただきました。

こういったことを受けまして、子どもとの時間を大切にしながらもゆるやかな働き方で仕事をするといった多様な働き方のニーズに応えた受け皿を確保するため、子どもの近くで働くことができるワークスペースひろば型の整備及び運営を行う事業者を現在募集している状況になります。

「2 主な実施内容」ですが、本年の9月以降の開始を目指して、整備数2か所ということで、この2か所は既存のおでかけひろばを運営している事業者の手上げでも結構ですし、新規でも構わないということで募集をしています。実施する事業ですが、おでかけひろば機能にワークスペース機能を併せて設置することとし、具体的には2人以上の利用者が利用しても差し支えない程度以上の広さ及び設備を有する独立した専用のスペースを確保すること。ワークスペース利用者の子どもの預かり場所として、おでかけひろば内に3人以上の子どもの預かりができるスペースを確保し、子どもの預かり定員に空きがある場合はワ

ークスペース利用者以外の利用も可能にすることとします。主な利用対象者ですが、日頃からおでかけひろばの利用登録をしている方で、復職・起業を考えている方やフリーランスで働いている方などを想定しています。実施日数ですが、週5日以上とし、実施場所は国の定めます一時預かり事業の基準を満たして、子育て親子が集うのに適した場所というのを考えています。裏面にいきまして、ワークスペースの利用料につきましては事業者の提案を受けたいと考えています。ワークスペース利用者の子どもを預かる機能の利用料につきましては、既におでかけひろばの中でほっとステイを実施しているところがございます、そういったほっとステイの利用料と同額ということを考えています。補助経費につきましてはこちらの記載のとおりで、国の補助金の方を活用してまいります。その他ですが、こちらについて事業の開始後も利用者アンケートの実施などによりまして、利用者の声を聞きながら利用者の視点に立ったよりよい事業としていきたいと考えています。

「3 事業者の選定について」ですが、主な応募資格や選定方法については記載のとおりになります。

「4 スケジュール」ですが、現在募集要項の方の配布を行っておりまして、来週末が応募書類の提出期限となっています。今後ヒアリングや選定委員会を実施してまいりまして、7月中旬には事業者の決定をしたいと思っております。その後、開設準備を行っていただきまして、9月以降の開設ということを考えております。

本来おでかけひろばですと、子ども子育て支援事業計画の中で定めているものでありますが、こちらの事業は新たな選択肢ということで、少し別枠で進めているところです。このワークスペースのひろば型の形態についても、今回提示させていただいたものが完成形ということで考えてはおりませんので、開始後により詳細なニーズの把握等を行いまして、国の補助金を活用させていただく部分もございますので、国との課題の共有をしながら、このひろば型の形態につきましても区としてもどうしていくのかというのを検討してまいりたいと思っております。その上で、次期子ども計画の中ではどのように位置づけられていくのかというのも今後皆さまと検討できればと思っております。

報告は以上になります。

会長

少しご意見やご質問をいただきたいと思えます。もう既に募集等は始まっているようですが、何かご意見やご質問はありますか。

委員

主な応募資格で「区内に住所を有する団体であること」としているのは、なぜですか。

事務局 これまでも、おでかけひろばの募集の応募資格はこのようにしているのですが、やはり、おでかけひろばは子育て家庭がそこに行って、地域の方々と触れ合う機会を提供するような場所であることから、やはり地域に根差した運営をしていただきたいと思います。現に今、実際ひろばも地域で展開しているものについては、そのような形で地域の方で利用されていた方がまた支援者となるなど、支援の循環などもできていますので、そのような観点から区内に住所を有する団体ということで募集をしている状況です。

委員 事業者の募集にあたっては審査が行われるということですか。そのような時には、特に保育にあたる方の能力、人材について、どのような視点で審査されるのかお聞きできればと思います。

事務局 これまでも、おでかけひろばの中にほっとステイということで預かりを実施しているところがございます。基本的には資格要件もあり、必ず保育士資格を有する方がお1人以上という形になりますが、その他、研修を受けたスタッフということが要件になっています。そのような方を、どなたが担うかということと、あとは国が定める面積基準をきちんと満たしているかということも確認させていただくという形で審査しています。

委員 おでかけひろばの展開と違う形でということ、計画数を超えて設置されるというのはすごく新しいなと思っています。このような方を応援したいなという気持ちが伝わってきます。ひろばや利用者支援事業でも、0か100ではない働き方というところでは多くの悩みを伺っていますので、とても期待しています。

ただ、ワークスペースに引っ張られないように、あくまでもおでかけひろばとしての展開であるというところで、新規の方にもやはり、ひろばとしての研修であるとか、理解とか、地域の中で、先ほど事務局がおっしゃったように、地域の中で子育て家庭を支える機能が、地域子育て支援拠点にあるというところをしっかりと理解していただける事業者を選定していただけたらと思います。

会長 よろしいですか。それでは、今日はこれで議事は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。今、ワークスペースひろば型のお話を聞きながら思ったのですが、世田谷区には、保育ネットワークがブロックごとに5つ開催されています。

まず私がフィールドにしている烏山の地域で始めました。つい先々週ぐらいに今年度の会議があったのですが、そこでいろいろな地域の保育に関わっている方々が集まって情報交換や意見交換をした時に、今の段

階で2歳児のクラスが空いているというようなことが報告されたりして
いました。今も数字を見ていると、0歳はこの事業計画に合致するこ
とがない、計画が最終段階に来ても待機児は出るのではというように踏ん
でいました。実際のところはもう百何人ぐらいいまでに減ってきていると
いうことです。

それと今、ワークスペースの話などを聞いていて、恐らく在宅支援と
か、あるいは地域支援と言われるものを多様な形で整備していくと、子
育ての仕方、あるいは自分たちの新しい家族をどうつくっていくのかと
いう考え方も多分変わってきます。昔のようだというか、働き方も0か
100ではなく、多様な在宅ワークとか、地域での働き方ということ、ある
いは働く価値も大きく変化しています。そのような中に合った子ども・
子育ての事業計画であるのだなということを実田谷区での数字の変化な
ども見せていただきながら感じました。親たちの判断と子どもたちの姿
というものにしっかり視点を当てることで、さまざまな事業が影響され
ていくわけです。先ほど0から5歳の子どもの数が以前ほどは増えな
くなったという話がありました。実際のところ、いろいろなものが変わっ
ていないのに数が増えなくなっているのか、あるいは待機児がこれほど
多いという世田谷区だから0から5歳が増えなくなっているのか、
これはもう、増えなくなっているという人たちにしっかり聞いてみなけ
れば分からないし、世田谷区はこれからこのような年代の子どもたちが
かなり減っていく、ということではよいのかということも考えていかな
ければならない議論ではないのかと思うのです。

特に保育の事業者の方々は急増していますから、ここで世田谷区の中
で始めてはみたけれども、子どもが集まらないというような話が出てく
る可能性もあります。そのように考えると、いったい私たちはどのよう
な子ども・子育ての事業計画を今後作っていくのか、その結果どのよう
に子どもたちは育っていくのか、あるいは子育て家庭がどのように子育
てをしていかれるようになるのかということに、大きくやはり影響を
及ぼしているのだということを感じました。

そのような意味で、この会議のこれからというのは非常に重要な局面
をまた迎えていこうと思いますが、今日は皆さんと一緒に、その非
常に重要な視点を共有しながらこの会議を進めることができました。私
からは、これで終わりにさせていただき、事務局にお返ししたいと思います。

事務局

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。最後になりますが、事務局より2点ほど事務連絡をさせていただきます。1点目ですが、いつも通りこの会議の議事録案を、後ほど皆さま方にメールでお送りしますので、ご確認いただき、修正等ございましたら連絡をいただきたいと思います。その後、区のホームページで公開させていただきます。

2点目ですが、次回の本会議の日程調整をしたいと思います。事前に会長ともご相談させていただきまして、候補日を4日ほど設定しました。いずれも午前中ですが、8月24日(金)、27日(月)、28日(火)、31日(金)の4日間を現在候補としています。

〔日程調整〕

事務局

では、次回は8月28日(火)9時半で、場所も含めてまたあらためてご案内させていただきたいと思います。

会長

部会の設置の日程も調整させていただいてもよろしいですか。

事務局

国は7月中を目途に手引きを出す予定ということで、都を通じて連絡があったところです。できれば、その手引きや調査票のひな形のようなものが来ると信じ、それを見ながら部会で検討したいと思います。7月下旬から8月上旬ぐらいに部会を実施、それを踏まえて今調整していただいた8月末に本会議という日程にさせていただきたいと想定していました。

〔日程調整〕

会長

7月31日の午前中にて設定させていただきます。

事務局

1点だけ、失礼します。調査票について十分に意見交換できなかったのもので、追加で意見をいただければと思います。会長から8月の次回までとお話がありましたが、できれば7月末に部会をする際に、部会委員ではない委員からいただいた意見を踏まえて議論をしたいと思いますので、ご意見等ございましたら6月中ぐらいにメール等で事務局までいただくと幸いです。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、第1回子ども・子育て会議を閉会とします。長時間、ありがとうございました。

以上